

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長

田村 由佳

(公 印 省 略)



高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）の
開催について（通知）

日頃より、東京都の高齢者福祉施策推進のため御協力いただきありがとうございます。

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となることから、この度、土地・建物所有者の皆様が高齢者施設等についての理解を深めていただき、その用地としての有効活用を考えていただくため、施設整備の補助制度等について、今年度も以下のおり説明会を開催いたします。

つきましては、貴団体におかれましてもご承知おきくださるとともに、管下会員の皆様への周知について御配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 開催日時

令和元年2月14日（金曜日）午後2時から午後4時まで

※開始30分前から受付を行います。

2 場 所

東京都社会福祉保健異様研修センター 1階 講堂

東京都文京区小日向四丁目1番6号

最寄駅：東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅下車徒歩8分

3 対象者

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心がある方

4 説明内容

認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、ショートステイ、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を都内において整備する際の補助制度について

5 申込み方法

参加を希望される場合には、次の①か②のいずれかの方法で、令和2年2月10日（月曜日）までにお申し込みください。

1) 東京都福祉保健局ホームページ上から申し込む。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai02.html>

2) 別紙参加申込書により、ファクシミリで下記あてに送付する。

・宛先：福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課

・ファクシミリ番号 03-5388-1391

【申込先・問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当

（認知症高齢者グループホーム班） 池田 TEL 03-5320-4252

（都市型軽費老人ホーム班） 田中 TEL 03-5320-4321

「高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会 (土地所有者向け)」を開催します！

～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、土地・建物所有者の皆様が高齢者施設等についての理解を深めていただき、その用地としての有効活用を考えていただくため、施設整備の補助制度等について、以下のとおり説明会を開催します。

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

1 開催日時

令和2年2月14日(金曜日) 午後2時から午後4時まで

2 場 所

東京都社会福祉保健医療研修センター 1階 講堂(文京区小日向四丁目1番6号)
(東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅下車徒歩8分)

3 対 象

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方
(定員300名)

4 説明内容

認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、ショートステイ、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を都内において整備する際の補助制度について

※補助制度の概要については、別紙「オーナー型補助制度の概要」をご覧ください。

5 その他

参加を希望される方は、次の①か②のいずれかの方法で、令和2年2月10日(月曜日)までにお申し込みください。

1) 福祉保健局ホームページ上から申し込む。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai02.html>

2) 別紙参加申込書により、ファクシミリで下記あてに送付する。

・宛先: 福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課

・ファクシミリ番号 03-5388-1391

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「ダイバーシティ 政策の柱2
高齢者が安心して暮らせる社会」

〈問合せ先〉

○認知症高齢者グループホーム

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 池田

電 話 (直通) 03-5320-4252

○都市型軽費老人ホーム等

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 田中

電 話 (直通) 03-5320-4321

高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け） 参加申込書

開催日：令和2年2月14日（金曜日） 午後2時から午後4時まで

※開始30分前から受付を行います。

開催場所：東京都社会福祉保健医療研修センター 1階講堂（文京区小日向四丁目1番6号）

〔最寄駅：東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅下車徒歩8分〕

○説明会に参加を希望される方は太枠内の事項を記入し、FAXにてお申込みください。

※定員（300名）に達したためご参加いただけない場合のみ、当方から2月12日（水曜日）までに連絡させていただきます。

1 参加者名

法人格等（いずれかに○印をつけてください）

・個人 ・社会福祉法人 ・医療法人 ・NPO法人 ・株式会社
・有限会社 ・区市町村 ・その他（ ）

法人名

参加者名

①

②

（会場の都合上、参加者は2名までとさせていただきます。）

（いずれかに○印をつけてください）

・土地、建物所有者（オーナー） ・運営事業者 ・建設業者、設計業者等
・区市町村 ・その他（ ）

2 連絡先

電話番号

（ ）

FAX番号

（ ）

担当者氏名

3 その他（具体的な計画がある場合、以下に記入してください。）

【施設種別】（該当に○印をつけてください）

・認知症高齢者グループホーム ・都市型軽費老人ホーム ・ショートステイ
・介護専用型有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅

【整備計画地】

（ ）区市町村

【計画入所定員】

（ ）人

【工事区分】

（ 新築 ・ 改修 ）

4 質問事項

--

東京都社会福祉保健医療研修センター案内図

(福祉保健局・病院経営本部研修センター)

【所在地】

〒112-0006

東京都文京区小日向四丁目1番6号

【交通機関】 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

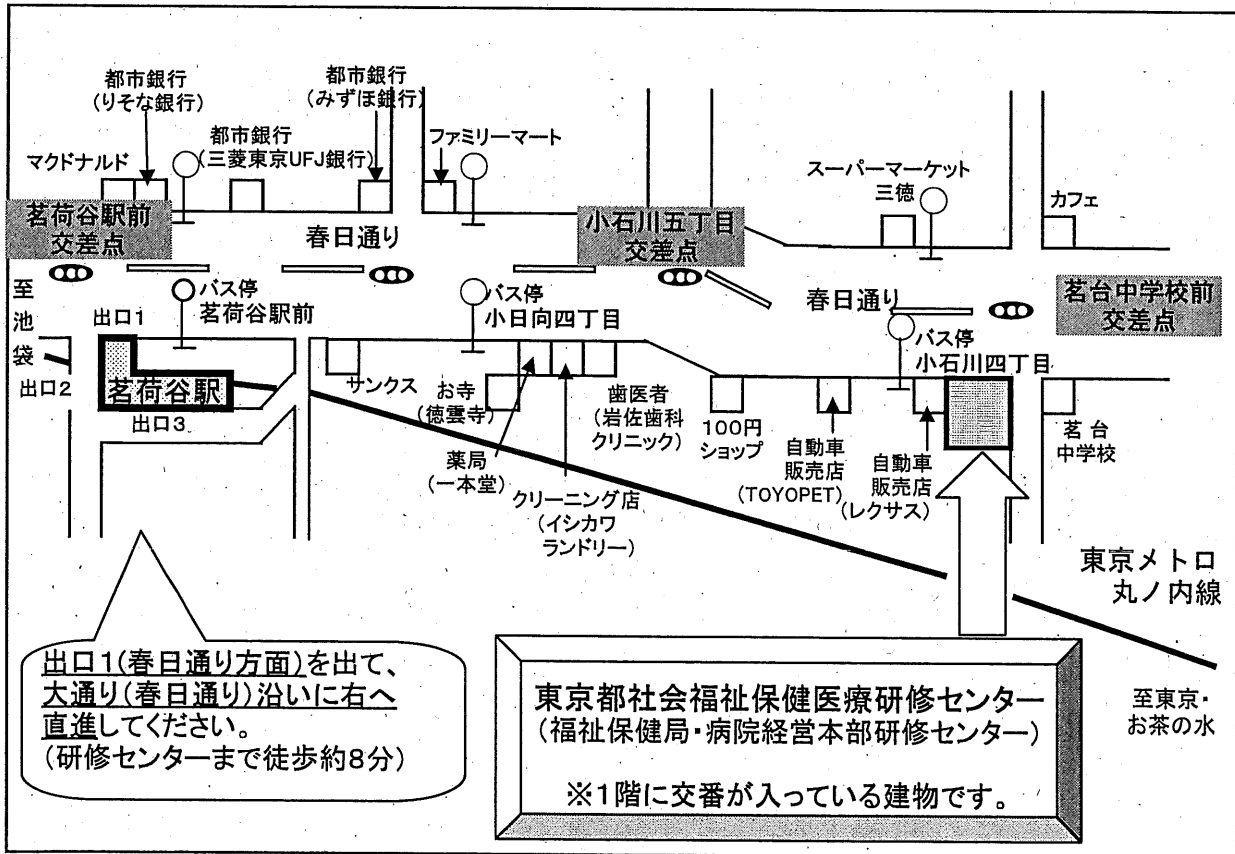
- 1 東京メトロ丸ノ内線 「茗荷谷」駅下車 《徒歩約8分》
- 2 都バス02系統 錦糸町駅発 大塚駅行き または
都バス02乙系統 東京ドームシティ発 池袋駅東口行き
「小石川四丁目」下車

次の各駅からバス(都02系統)を利用できます。

東京メトロ南北線「後樂園」・都営三田線・大江戸線「春日」《約10分》

東京メトロ銀座線「上野広小路」、東京メトロ千代田線「湯島」《約15分》

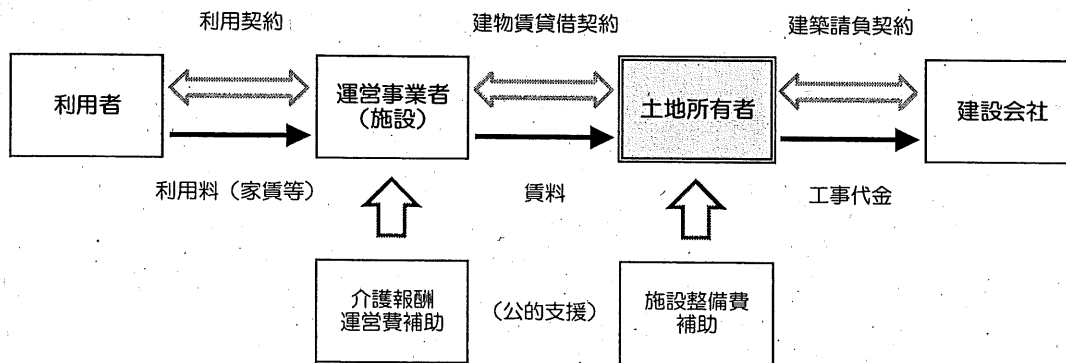
東京メトロ日比谷線「仲御徒町」、JR山手線「御徒町」《約20分》



オーナー型補助制度の概要

施設種別	概要	施設規模	敷地面積	整備費補助単価 (新築の場合)	備考
認知症高齢者 グループホーム	要介護1(一部要支援2)以上の認知症の方が対象。 9人1単位で家庭的な共同生活を送る住まい。	最大3ユニット (定員27人)	400~1,000㎡程度	・1ユニット当たり 2,500万円 ・1施設あたり 3,360万円	併設加算あり 重点的緊急整備地域 においては、1ユニット当 たり3,750万円
都市型軽費 老人ホーム	都市部等において低所得者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム。	定員5人以上 20人以下	400~600㎡程度	定員1人当たり 400万円	併設加算あり 対象地域は23区、武蔵野市、三鷹市(一部地域)
ショートステイ (単独型・病院等 併設型)	要介護者が短期間入所する施設。 生活支援・介護サービスが提供される。	定員20人以上 (単独型の場合)	500~600㎡程度 (定員20人の場合)	定員1人当たり 387万円	区市町村の整備目標を 超過している場合は、 定員1人当たり193万5 千円
介護専用型 有料老人ホーム	介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム。	定員30人以上	1,500~2,000㎡程度 (定員50人の場合)	定員1人当たり 200万円	
特別養護 老人ホーム	要介護3以上の方が対象の介護保険施設。 生活支援・介護サービスが提供される。	定員30人以上	3,000~4,000㎡程度 (定員100人の場合)	定員1人当たり 500万円 (ユニット型の場合)	整備率に応じて最大1.5 倍の促進係数や各種 加算あり
東京都サービス 付き高齢者向け 住宅整備事業(都 補助)	医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅。	戸数1戸以上	特に条件なし	建設費の1/10 (上限120万円/戸)	加算あり(夫婦世帯入居支援加算・木密事業等推進加算・医療・介護連携強化加算)

【オーナー型補助制度の仕組み】



○土地を運営事業者に貸与し、事業者が施設を建設する方法（事業者整備型）もあります。
その場合、事業者に対して、施設整備費補助や土地賃借料補助などの公的支援があります。

○施設整備費補助については、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームは区市町村から、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は都から補助されますが、整備をお考えの際は、まずは整備地の所在区市町村にご相談ください。